



# 【 令和6年度の税制改正について 】

(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

## 1 外形標準課税制度の改正

外形標準課税の対象となる法人について、現行基準（資本金又は出資金1億円超）を維持しつつ、次のとおり改正されました（地方税法第72条の2第1項第1号、附則第8条の3の3）。

R7.3.31までに開始する事業年度	R7.4.1以降開始する事業年度	R8.4.1以降開始する事業年度
【現行基準】 資本金又は出資金の額(以下、「資本金」と表記します。)が1億円を超える法人		
	【追加基準1】 資本金1億円以下・前事業年度(*1)に外形標準課税対象 かつ 「資本金+資本剰余金」が10億円超である法人	
		【追加基準2】 「資本金+資本剰余金」が50億円超の特定法人(*2)の 100%子法人 かつ 資本金1億円以下 「資本金+資本剰余金」が2億円超である法人(*3)(*4)(*5)

- (\*1) 【追加基準1】の施行日（R7.4.1）以後最初に開始する事業年度については、「前事業年度」に代えて、「公布日（R6.3.30）を含む事業年度の開始の日の前日」から「R7.4.1以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日」までの間に終了した「いずれかの事業年度」で判定します。  
ただし、「公布日を含む事業年度」の前事業年度に外形標準課税対象であって、公布日の前日（R6.3.29）に資本金1億円以下、かつ、「公布日」から「R7.4.1以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日」までの間に終了した各事業年度において外形標準課税の対象外である場合は除きます（地方税法令和6年度改正法附則第7条第2項）。
- (\*2) 特定法人は、非課税又は所得割のみで課税される場合は除かれ、相互会社・外国相互会社を含みます。
- (\*3) 公布日以後に子法人が100%親法人に資本剰余金から配当を行った場合は、配当に相当する額を加算します（地方税法第72条の2第1項ロ）。
- (\*4) R9.3.31までの間に特別事業再編計画に基づいて行われる買収等により100%子法人となった法人等（特別事業再編計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含みます。）は、買収の日から5年間、外形標準課税制度の対象外となります（現行基準又は【追加基準1】に該当する場合は除きます）（地方税法附則第8条の3の4）。
- (\*5) 【追加基準2】により新たに外形標準課税制度の対象となったことにより、「従来の課税方式で計算した税額」を超える場合は、次のとおり税負担を軽減します（地方税法令和6年度改正法附則第8条第2項）。  
R8.4.1からR9.3.31までの間に開始する事業年度 超える額の2/3を控除  
R9.4.1からR10.3.31までの間に開始する事業年度 超える額の1/3を控除

## 2 法人税県民税・事業税、特別法人事業税と主な法人税の制度の適用関係

法人県民税・事業税、特別法人事業税と令和6年度税制改正における主な法人税の制度の適用関係は次の表のとおりです。

(地方税法第23条第1項第4号、附則第8条、地方税法施行令第20条の2の16、第21条の4)。

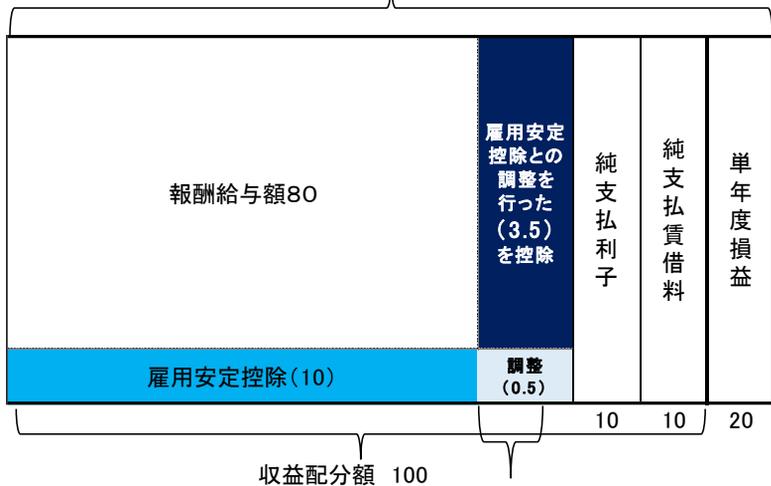
法人税における措置内容	法人県民税	法人事業税 特別法人事業税
戦略分野国内生産促進税制の税額控除	適用なし	—
イノベーションボックス税制の特許権譲渡等取引に係る損金算入	適用あり	適用あり
試験研究を行った場合の税額控除	中小企業者等は適用あり	—
給与等の支給額が増加した場合の税額控除	中小企業者等は適用あり	適用あり ※付加価値額から控除 (詳細は次ページ参照)

### 3 給与等の支給額が増加した場合の付加価値額からの控除制度

給与等の支給額が増加した場合、付加価値額から雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を控除することができます（地方税法附則第9条第13項、第14項）。

	令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの間に 開始する事業年度	令和7年4月1日から 令和9年3月31日までの間に 開始する事業年度
大企業・中堅企業	継続雇用者の給与総額の対前年度増加率3%以上 (※)マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様	
中小企業者等	継続雇用者の給与と総額の対前年度増加率3%以上	雇用者全体の給与と総額の対前年度増加率1.5%以上

付加価値額 120



控除額 (3.5)

$$= \text{控除対象雇用者給与等支給増加額 (4)} \\ = \frac{\text{報酬給与額 (80)} - \text{雇用安定控除 (10)}}{\text{報酬給与額 (80)}}$$

※雇用安定控除 (10)

$$= \text{報酬給与額 (80)} - \text{収益配分額 (100)} \times 70\%$$

※カッコ内の数値は報酬給与額80の内数です

収益配分額 100

(4) 控除対象雇用者給与等支給増加額

### 4 重加算金制度の改正

令和7年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人事業税及び特別法人事業税について、重加算金の適用対象に、隠蔽し又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合が加えられました。（地方税法第72条の47第1項、第2項）

便利な電子納税をぜひ御利用ください

金融機関窓口等に出向くことが不要！

納付書の印刷が不要なのでペーパーレスが可能！

全都道府県・市町村へ一括納税可能！

給与所得者の住民税特別徴収も一括納税できます！

eLTAXの利用手数料無料！

インターネットバンキング、クレジットカード納付またはダイレクト納付が利用可能！

県の公金を取り扱っていない金融機関からも納税可能！

埼玉県税務課ホームページから、申告書、届出書、納付書等の様式がダウンロードできます。また、各県税事務所の御案内や、県税に関する情報を掲載していますので御利用ください。

埼玉県 くらしと県税 ダウンロード

検索

